

木曽観光復興対策協議会規約

(目 的)

第1条 平成26年9月に発生した御嶽山噴火（以下「噴火」という。）により、観光業を中心として深刻な影響を受けた木曽地域の復興を図るため、「木曽観光復興対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(事 業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事項を行う。

- (1) 噴火により深刻な影響が生じている地域における観光事業者を支援するための事業
- (2) 木曽地域全域に係る観光PR及び情報発信事業
- (3) その他目的達成に必要な事業

(組 織)

第3条 協議会は、以下に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 長野県
- (2) 木曽郡内の町村
- (3) 木曽広域連合
- (4) 木曽観光連盟
- (5) 木曽郡内の町村観光協会等
- (6) 木曽地区スキー場連絡協議会
- (7) 長野県商工会連合会木曽支部

(会 議)

第4条 会議は、下記により行う。

- (1) 協議会は、会長が招集し、会議を主宰する。
- (2) 会員は、会議の目的達成のために、それぞれの役割に従い事業を実施する。
- (3) 事業実施にあたっては、幹事会を開催するものとし、幹事は、各会員から選出する者とする。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、会議において選出する。

3 副会長及び監事は、会長が指名する。

(会 計)

第6条 事業の実施にあたり、以下のとおり会計を設置する。

- (1) 会計年度は、4月から翌年3月までとする。
- (2) 会計の収入は、会員からの負担金等をもって充てるものとし、その内訳は会議で定める。
- (3) 会計の事務処理は事務局で行い、年度ごとに決算し会議で報告しなければならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、木曽地域振興局商工観光課に置く。

(補 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 26 年 11 月 20 日から施行する。
- 2 噴火により深刻な影響が生じている地域のうち、平成 26 年度において第 2 条第 1 号に定める事業の対象は、木曽町、木祖村及び王滝村の事業者とする。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 5 月 12 日から施行する。